

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成29年4月14日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 橋本逸夫

平成29年4月14日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
1 旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ① 証人尋問について 中島和久氏（備前市職員） ② 証人喚問について 幡上義一氏（不出頭） ③ 百条委員会に対する申し入れへの対応について （秘密会） ④ 次回以降の委員会について	継続審査	—

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招 集 日 時	平成29年4月14日（金）	午後1時30分		
開議・閉議	午後1時30分	開会 ～	午後2時56分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	田口健作			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参考人	なし			
証 人	中島和久			
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午後1時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまの御出席は13名であります。

これは田原隆雄氏が辞職をいたしました。田口健作委員が本日体調不良ということで欠席でございます。ただ、13名の出席を見ておりますので、定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般及び報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可をしておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りをします。

次に、御報告をさせていただきます。

まず、委員の欠員についてでございますが、既に御承知のとおり、田原隆雄委員がさきの備前市長選挙に立候補をされ議員を辞職したものとみなされておりますので、本特別委員会に欠員が生じております。

次に、資料要求についてでございますが、既にお知らせいたしておりますとおり、前回の委員会で要求をした資料につきましては、関係者から期限内に提出いただいております。なお、資料は本特別委員会の調査以外の目的で使用はできませんので、事務局にて保管し閲覧に供することといたしておりますから、希望される方は事務局に申し出てください。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますのでごらんください。

①、本日は、3月23日開催の本特別委員会での決定により、証人2名に対する尋問を行いますが、2点目の幡上義一氏につきましては、まだ通知が正式に来ておりませんので時刻になってみないとわかりません。

それでは、証人尋問についてを議題とします。

***** 証人尋問（中島和久氏） *****

初めに、本日用う証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、承認は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密に

ついて尋問を受ける場合、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときは、その旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、各証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、中島和久証人に入室をしていただきますが、この際、暫時休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料2としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。中島証人、御承知いただけましたでしょうか。

○中島証人 はい。この分については読んでおります。

○橋本委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

それでは、中島和久証人、宣誓書を朗読願います。

○中島証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成29年4月14日。中島和久。

○橋本委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。御着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより中島和久証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは中島和久さんですか。

はい、中島証人。

○中島証人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入をしていただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

はい、中島証人。

○中島証人 はい、そのとおりでございます。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず1点目の、旧アルファビゼンの電線盗難事件が発覚して以降、賃貸借契約を結んでおりました相手方に対して、損害賠償を見送る判断を執行部がなさいましたが、その判断について、証人が知り得る範囲で結構ですので、どなたがどのような状況で、こういった形で損害賠償はもうしないんだということを決定をされたのか、お尋ねをいたします。

はい、中島証人。

○中島証人 当時の件でございますけれども、たしか損害賠償を求めるといったようなお話は余りなかったように思います。弁護士とも相談しまして、まずは犯人じゃないかと、犯人を逮捕するのが一番、逮捕いうんですか、犯人に損害、もし求めるのであれば犯人に対して求めるべきじゃないのかなというようなことがございましたんで、損害賠償といった議論まではいってなかつ

たように思います。で、そういったことを上司、市長なり副市長なりも口頭では伝えているとは思いますが。

ですから、時系列的に流れで、捜索願を出して、済みません、捜索願ではありません、被害届を出した後、警察の捜査に委ねていこうじゃないかといった判断だったように思います。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

じゃあ、損害賠償は見送ろうということについては市長や副市長の判断であったというふうに我々認識しておってよろしいでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 それはないとは思いますが。

○橋本委員長 ない。

○中島証人 損害賠償を見送るといった判断は当時はなかったように思います。ですから、あくまでも損害賠償については犯人に対して行うべきだろうというふうな考えがあったと思います。

ですから、多分、盗難に遭ってから、すぐ管理責任というんですか、当時やられていたNPO法人とか備前まちづくりに対して責任を問うというような判断は当時はなかったように思います。

○橋本委員長 ただ、結果的には犯人が警察のほうでは特定できないという中で、当時賃貸借契約を結んでおりましたNPO法人と、またそこと転貸借を結んでおった株式会社備前まちづくり、そういったところでですね、管理義務を迫及して損害賠償しなかったことによって、時効が成立してしまったということは否めない事実でありまして、今からそんなことをしようにも完全に時効が成立しておるということは、損害賠償を見送ったというふうに我々は捉えられるんですが、それらについて、当時執行部の一員であった中島現部長はどのように思っておられますか。

はい、中島証人。

○中島証人 そのときはですね、やはり損害賠償とか管理責任とかというお話も多分弁護士を通じて報告しておりましたけれども、ただまあそういった、追求するといったようなお話までは恐らくなかったように思います。やはり弁護士のほうから、まずは犯人の捜査を見守るいうんですか、捜査を待ってからというふうなお話だったんで、結果的にその期間が過ぎてしまっているというふうには私は理解していると思います。

○橋本委員長 その際にですね、弁護士に相談をしておった執行部側の担当者、弁護士と折衝しておった担当者はどなたなんですか。

はい、中島証人。

○中島証人 恐らく私だったと思います。ちょっと私も記憶が全然なくて、いろいろ資料を調べてみたんですけども、平成23年8月の産業委員会の資料の中にですね、弁護士と相談した結果、そういった、まずは犯人じゃろうというふうな言葉がありましたんで、本当に6年も前のことなんではっきりと覚えておりませんが、そういった形で相談してですね、報告しているというふうには理解しております。

○橋本委員長 当時、弁護士に相談をする中で何度か折衝されたんだろと思いますが、犯人が特定できない場合には、賃借人、借り主のほうに当然損害賠償を請求すべきでないとか、あるいはこれらについては時効がいつぐらいだから時期を失せないようにちゃんと法的対応をとってくださいよというようなアドバイスは弁護士からはなかったんでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 恐らくそういったところまでの話はなかったようには思いますけれども、何分大分前のことなんで、そこまで突っ込んだような相談はなかったようには思います。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

委員長からの質問は、1点目に関しては以上です。

委員の皆さんから、これはという点を、関連質問がございましたら発言を許可いたしますが、ございます。

はい、石原委員。

○石原委員 これまでの関係された職員の方々の発言を振り返ってみたり、それからきょうおいでになっておる中島さんの発言にしてもそうなんですけど、とにかく当時の記憶だけが頼りのような発言が続いているような気がしてなりません。去る1月11日に、中島さんがこちらへおいでの際に、じゃあどういった具体的な相談が弁護士との間でなされておったんかというお尋ねに、中島さんが、それらの相談記録はサーバーに多分残しておると思うんで、それを見れば思い出すと思いますというような御発言があったんですけども、その後、僕も不勉強でサーバーというもんがどういうもんかわからんですけど、その当時の振り返りとしてそういった資料、サーバーの中身等を確認はされたんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 私も、本当に当時どうだったかということで、そのときはそういう発言しましたんで、いろいろと調べて、ICTまちづくり係ですか、そちらのほうへ残ってないかということでお聞きしました。途中でサーバーの更新がありまして、古い文書と、最近新しい文書、ファイルをつくっているといった状況でして、移行した新しい文書ですか、引き継ぎをした文書をずっと調べてみたんですけども、そういった記録、まあ幾らかこの弁護士等の記録みたいなものはメモ的には残ってございましたけれども、そこら辺から後、記録のほうは残っていませんでした。

で、何かないかなということで、いろいろと調べてみたんですけども、先ほども申しましたように、平成23年8月でしたか、産業委員会のほうでそういった記述がございましたので恐らくこれだろうということで御発言をさせていただいております。

以上です。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 もろもろの更新の際に、いろんなまあまあ資料というか、その所在がまあまあ不明確になったのかなというのかもしれませんが、じゃあ仮にですけど、今現在残っておる分だけでも、そのサーバーなりデータなんかわからんですけど、そういった当時の振り返ることが

できる資料、記録等というのは、このたびほかのものもあわせて旧アルファビゼン賃貸後の全ての記録資料を執行部に対して要求をさせていただいたんですけれども、そういったものが出てこないというような状況なんですけれども、そういうものの提示というのはどうなんですか、担当部署が違うのかもしれませんけれども。可能とお考えですかね、いかがですかね。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 そういった情報公開いうんですか、開示の条例等ございますので、私のほうは詳しくわかりません。担当の課のほうへ聞いていただければと思っております。

○橋本委員長 よろしいか。

一応証言を求める事項に沿って質疑をできるだけお願いをしたいと思えます。

はい、立川委員。

○立川委員 今の善管の義務違反の件でということで、中島さんのほうが、前回の1月の答弁でしたかね、何回か弁護士にお会いして、濱山さんでしたっけ、あと職員で行っていますと。多分報告とか連絡とか相談はしていますというお話があったんですが、これは一体どこまで報告、相談されたのか、覚えてらっしゃいますか。例えば副市長とか市長とかですね、どこまでの報告、部長もひっくるめてだと思えますが、連絡とか相談はされたということなんで、どこまでされたか、よろしかったら教えていただきたいと思えます。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 いろいろ当時のことをずっとめぐりますと、市長室へおったようなところも何回もありましたし、市長室におったような状況も何回も出てきます。ですから、そういった中で口頭での報告はしていたんじゃないかなというふうに思っております。

○橋本委員長 はい、立川委員。

○立川委員 市長室でお話のところまでは覚えてらっしゃると。口頭だということですが、何か書類的なものは、そのときは。例えば中島さんが残されなくても、市長室のほうで誰かメモされたとか、そういうことは考えられますか、考えられませんか。口頭だけでしょうか。ちょっと教えてください。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 当時は余り職員もおりませんでしたんで、恐らくは口頭だけだったというふうに思えます。

○橋本委員長 よろしいか。

○立川委員 はい。

○橋本委員長 ほかに質疑を希望される方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

最後、じゃあ委員長のほうから1点、中島証人にお尋ねしますが、この損害賠償を結果的には見送っておるんですが、当時市長も副市長も、あるいは担当者、あなた方担当者も、借り主、賃借人の責任までは追及しようという機運は一切当時はなかったということで認識をしておったら

よろしいでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 借り主に対して損害賠償の請求を一切ないというのは違っていると私は思います。ですから、やはり盗まれたからといって、盗難事件があったからといって、たしかすぐにそういった賠償責任とか管理責任ができるのかというようなお話もございましたので、とにかく盗難届を出して警察の捜査を見守ろうというふうな状況であったと思います。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、2点目、盗難が発覚したと、被害が発覚したとき以降ですね、その現場を確認する際に、どうも関係者、つまり賃借人及び賃借人の関係者、転貸人ですね、転借人、そういった方々を現地へ呼んでですね、現場の確認をどうも担当者の方はやったんだというふうに言われるんですが、今までのこの百条委員会で参考人等の証言を聞くにつけてですね、そこまで明確にその被害を受けている現場を十二分に確認したというその証言が出てこないんですよ。もう一度正式に、いつごろ、どういう方を呼んで、全ての盗難を、電線が盗難を受けておるその現場をきっちり確認してもらいましたというふうに言われるのか、そこら辺について証人から説明を願いたいと思います。

はい、中島証人。

○中島証人 私も本当に記憶はあやふやでしたので、当時の資料で確認をさせていただきました。そしたら、当時の資料には9名の方で確認をしております。そういった記述がありました。はい。

○橋本委員長 これは執行部以外ですか。担当者以外に賃借人の関係者ということで理解しておいたらよろしいですか、9名は。

○中島証人 そうです。NPO法人の方が1名と、それから備前まちづくりの方が何人だったか、1、2……。

○橋本委員長 8名ですか、あと。

○中島証人 4人。

○橋本委員長 まちづくりが4名。

○中島証人 執行部が5人、5と1と3ですか。ちょっと待つてよ。

○橋本委員長 NPOが1名、まちづくりが4名。

○中島証人 えっと何人だったかな。ちょっと数だけは9人ということで覚えとんですけど、済いません。

○橋本委員長 じゃあ、その他が4名ということでよろしいですか。

○中島証人 はい。

○橋本委員長 はい、その他4名。

○中島証人 だったと思います。ちょっと待ってくださいね、1、2、3、4、5、そうです。

○橋本委員長 はい、お座りください。

それら賃借人の関係者でNPOが1名、まちづくりが4名ということで、この5名についてはそれぞれ被害を受けておる電線のボックスですね、そこまでお連れしてこういうふうになっているんですよという状況をきっちりと確認をしてもらいましたか。

はい、中島証人。

○中島証人 1階から上のフロアまで、恐らくきちっと確認はしていると思います。

○橋本委員長 はい。一応、中島証人の証言はそのようでございますが、ほかの委員の皆さんの質疑があれば受けたいと思います。ございませんか。

はい、石原委員。

○石原委員 現場確認についてもですね、以前来られた川平参考人のお話では、本郷氏、吉村氏、幡上氏、増田氏のお名前が上がっておったんですけれども、振り返っていただいてこれで間違いないんですかね、いかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 そうですね、本郷さんと、それから吉村さん、幡上さん、増田さんだったと、当時の記録を見ますとそういったことの記述がありますんで、恐らくそうだったと思います。はい。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 7月6日に現場を確認されたと思うんですけれども、そのときに、館内はもちろんなんですけれども、何て言うんですかね、中に入れる可能性がある扉であったり入り口であったり、その他窓等も含めて、どこかが壊されて侵入されておるような可能性であったり、どこかが破損しておるような状況というのは、その現場確認の際には御確認はいかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 当時は、フロアごとで、たしか1階が光が入ってましたんで明るかって、ぐるっと見て回って、それから2階以降はたしか暗かったんで懐中電灯でそういった電気系統なんかも確認を、見て上へ上へ上がっていったというふうな状況であったと思っております。ですから、扉とか云々とか、まあ壊されたような形跡はそのときはなかったようには思います。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 ちょっとまあ質問がワイドになるかもしれませんが、盗難発覚時、発覚後の現場についてということで、私考えますのに、じゃあ一切扉であったりドア部の破損が見られず、そういうような状況になっているということはですね、幾つつくられたかわからないスペアキーでもって中へどなたかが入られる、出られるというような状況を想像するんですけれども、あの建物を管理する市としましては、じゃあスペアの鍵が幾つつくられたかわからない。一応返却は受けただけでも、まだちまたに複数の鍵が残されておるかもしれないという状況の中で、所有をされておる市としましては、一旦返却を受けた後に、あそこを管理する上で、じゃあ鍵は、せめて出入り口の鍵は交換をしようじゃないかとか、防犯も含めて、その後のことも含めて、そういう

ような検討であったり議論はなされてはいないのでしょうか。そういうような対応はされていないのでしょうか、今でも。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 その後、ちょっと時期はわかりませんが、担当者と相談したときにそういうことも考えるよな、考えられるよなというような話はしたようには思います。その後は、現在としてはちょっと私は担当から外れて何年かたちますので状況のほうはわかりません。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 中島さんは、平成23年6月に事件発覚ですけれども、その後いつまで担当課長として在職されておったんですかね。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 平成25年9月だったと思います。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 じゃあ、発覚後2年余りの間は一切鍵については中島さん在职中には対応はされていないということ、認識でよろしいですかね、確認なんですけど。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 鍵をかえたというような記憶はございません。

○橋本委員長 はい、よろしいか。

ほかの委員の方、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、委員長のほうからもう一点証人にお尋ねをいたします。

証人が旧アルファビゼンの電線が盗難被害に遭っているというのを知り得た段階は23年6月、当時、私が議会で一般質問をしたときには、市長は認知してなかったんですが、あなたもその段階では知らなかったと。それで、翌日か翌々日に現地へ赴いて初めて盗難をされておるといのがわかったということでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 以前に、たしか6月1日のことを言ようられたと思うんですけども、そのときは確かにそういった形で切断というか、屋上の部分の自家発電でしたかね、この部分の確認は、たしか当時、前に出席したときにはちょっとよく覚えてないとかいって言ようたんですけども、そういうことではいけんということいろいろ調べてみたらそういう事実がありましたけれども、そのときにいろいろと何人かで行ったんですけども、全館でそういった盗難とか被害があったとかという認識は、私も含めて余り職員の方はそういった認識はなかったように思います。

橋本議員さんがおっしゃっていただいたときに初めて、これは大変なことだなというふうに認識をしたということでございます。

○橋本委員長 はい、わかりました。

ほかはないようでしたら次の質問に移りますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは3点目、公有財産規則第26条に基づく原形変更等に関する申請書についてをお尋ねをいたします。

中島証人が知り得る範囲で結構です、公有財産規則第26条に基づく原形変更等に関する申請書を記載されたかどうかをお尋ねをいたします。

はい、中島証人。

○中島証人 この分については、多分当時私は課長でしたので、担当者から、もし記載があれば上がってくると思いますけれども、そういった申請書が出たと、出たとかといった記憶はございません。

○橋本委員長 申請書は作成しておらないという認識でよろしいんですか。

はい、中島証人。

○中島証人 はい、恐らくそうだったんだろうと思います。

○橋本委員長 この3点目につきまして、委員の皆さんの関連質疑はございませんか。

はい、石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。こちらの文書につきましては、せんだっての総務産業委員会で総務のほうからお答えがありまして、この原形変更の申請書、それから次に出てきますけれども滅失報告書、この2点の文書が処理がなされていませんと、存在しませんという御答弁でした。

この必要であろう、あの施設を改造いうんですかね、原形を変更しますよという届けが出されていない、適正な処理がされていないということは、当時の記録資料もさほど残っていないようで、委員会での答弁等がございますけれども、じゃあ市役所、備前市役所内ではあの施設内が原形を変更されたいという扱いにはなっていないということになっただけですかね、それだけ捉えれば。いかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 原形の変更という規定はちょっとよくわかりませんが、そういう扱いとかいう解釈ではないと思います。本当にまあ、こういった事前に資料をいただいたんですけども、そういった中で、当時ですか、そういった報告とか原形ですか、植物工場等をつくるというようなお話を聞いておりましたけれども、そういった申請は出てなかったということだったと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

はい、石原委員。

○石原委員 現在の総務部長いわく、総務課長でしたか、あの建物の野菜工場設置の際にはこの原形変更に係る申請書が必要なんだけれども、当時は処理をされていませんと。ですので、市役所には存在しませんというお答えだったんですけども、まさに必要な文書、書面だったんじゃない

いんですかね、いかがなんですかね。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 今考えれば必要だったと思ってます。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 備前まちづくりさん側からですね、あの建物を、NPOさんから1階を一部工作物等を設置して野菜工場なんかを始めたいんだ、したいんだというようなお話があったときに、こういうような文書でもって適正な処理を、申請書を受けて、どういう形でじゃあ中を改造するんだと、何を設置するんだという思いを持って、そういうような図面、計画等もあわせてですね、そういうような申請書を受け取って処理をしなければならないという認識は一切なかったということですかね、課長として。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 当時、転賃貸借契約が結ばれたときがですね、たしか平成21年12月だったと思います。私は平成22年の4月から当時の担当になったんですけれども、ですから前の担当者がそういった話とかということ、そういったところが事前に使うのであればそういうふうな指示とか、に関するようなことじゃなかったかなと思いますんで、私はもうその転賃貸借契約の当時のことにつきましては担当ではございませんでしたので、そのあたりについてはわかりません。

以上です。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 それから、在任中に他の条項では総合政策部長さんがそれらの公有財産に係る事務を全てを総括するという条文があって、その中には公有財産、施設の中で起きた出来事等に関して報告を求めたり、課長さんに対してですね、それから必要な措置を求めたりするというような条文があるんですけれども、当時の総合政策部長からこういうような公有財産の扱いに関して何かを求められたり指導を受けたりということはあったんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 えっと、6年ぐらい前になりますので、そういうふうなことがあったかどうかにつきましてははっきりとはわかりません。

○橋本委員長 よろしいか。

はい、石原委員。

○石原委員 それがあったかないか、どういうようなことが、何が存在しているのか、わかるすべはございませんか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 特に、今私答えようがございません。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

なければ次の質問に移りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、4点目の公有財産規則第28条に基づく公有財産滅失（損傷）の報告書についてということで、旧アルファビゼンの電線の設備が相当量滅失もしくは損傷を受けております。それらについて、当時担当は報告書にまとめ上げて上部へ、上のほうに報告をなされたかどうかという点でございます。この点はいかがでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 恐らくその報告書として文書で出すということは、ちょっと記憶にはございません。ただまあ、現場へ行ってですね、いろいろこういう状況だったんだということでたくさん写真を撮っておりまして、それを市長以下当時の執行部の方に御説明をしたといったような記憶はちょっとあります。

以上です。

○橋本委員長 中島証人は、証人尋問の出頭要請を受けたときに、この書面は見られたんだろうと思いますが、公有財産規則第28条、この公有財産が滅失あるいは損傷を受けた場合に報告書、書面でもって報告をしなければならないとした規定については読んでこられましたか。

はい、中島証人。

○中島証人 はい、これをいただいたときに一応目を通させていただきました。

○橋本委員長 その中には、これらの、本件ですね、本件の場合に上部へ報告書として上げる必要があったかどうか、どのように認識をされておりますか。

はい、中島証人。

○中島証人 この規定を読む限りですね、文書で報告すると、たしかなければならないというような条文だったと思うんですけども、ということから推測しますと、やはり文書で報告すべきだったというふうに理解しております。

○橋本委員長 ということは、文書でもって報告すべきを怠っておったということは、ここでお認めになられるということでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 文書でもって報告するということにつきましては、確かにそういうふうな理解でいいと思いますけれども、口頭できちっと写真もつけて報告していたということは事実でございます。

○橋本委員長 4点目につきましては、委員長からは以上でございます。

各委員の皆さんから関連した質疑があれば承りたいと思います。

ございますか。

ございませんか、よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の質問に移りたいと思います。

5点目、公有財産規則第6条に基づく公有財産の取扱員についてということを議題にしたいと

と思いますが、証人は、この公有財産規則第6条に基づいた公有財産の取扱員ということで、当時担当部署におかれて旧アルファビゼンについて公有財産取扱員はどなたであったか、どのような認識を持っておられますか。

はい、中島証人。

○中島証人 公有財産取扱員につきましては、まあどなたが、認識だったとか、どなただったとかというのは特に記憶にはございませんけれども、多分通常、実務上、そういった事務とかそういった施設を管理している係員が実務上の担当者ではなかったかなというふうには理解しております。

○橋本委員長 そういうことであるならば、当時旧アルファビゼンに関して公有財産取扱員は中島和久氏であったというふうに我々は認識しておってよろしいでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 当時、盗まれたときの課長は私でした。で、当時の係長は濱山係長で、その下が川平主査でしたかといった形だったと思います。

○橋本委員長 で、公有財産取扱員ということになりますと、この3名ということよろしいんですか、それともその3名の中で当時の課長であった自分にあるんだというふうに我々は認識しておったらよろしいんでしょうか。中島課長であったということで。

はい、中島証人。

○中島証人 たしかその課の中で、課長は課の全責任はあると思いますけれども、やはりそれぞれの担当の係がそれぞれの施設の管理をするといったことになろうかと、私はそういうふうに理解しております。

○橋本委員長 はい、中島証人、余りややこしく捉えんとってください。

あなたは当時課長としてこの旧アルファビゼンに関して公有財産取扱員であったということで、我々が認識しておってよろしいかということで、イエスかノーかでお答えをいただけたらと思います。

はい、中島証人。

○中島証人 ちょっとその辺があれなんですけど、私は係員、係、のが担当者ではなかった…。

○橋本委員長 取扱員の責任……。

○中島証人 員としては……。

○橋本委員長 責任者で……。

○中島証人 係員だということだと思います。

○橋本委員長 5点目に関しての委員長からの質疑は以上ですが、委員の皆さん方はいかがでしょう。

はい、立川委員。

○立川委員 大変申しわけないんですが、この公有財産の規則第6条に基づく公有財産取扱員、

先ほど委員長からありましたけども、私手元でちょっと見させてもらってたんですが、「公有財産取扱員は、所属職員のうちから課長が指定する」というふうに規則上なってるんですね。今のお話ですと中島さんという御理解をせないかんのでしょうけども、まあその前も、今おっしゃいましたように「管理及び処分に関する事務の円滑を図るため」にと、「各課に公有財産取扱員を置く」と。で、その分は「所属職員のうちから課長が指定する」、「公有財産取扱員は、課長の指揮を受けて、その課に所属する公有財産に関する事務を行うものとする」と。こういう規定なんでしょうね、6条は。

今のお話ですと、ちょっとずれがあるように思うんですが、その当時ですね、市役所の各課にはこういう公有財産取扱員というのが存在したと思われませんが、いかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 えっと、そのあたりは各課と、こういった規則があるのは認識しておりましたけれども、そこまで詳しいという状況についてはわかりません。

○橋本委員長 はい、立川委員。

○立川委員 我々のほうの認識としたら、じゃ全くこの公有財産規則というものが役所内でほぼ機能してなかったんじゃないかという認識になるんですが、そう認識せざるを得んと思うんですが、何か御意見ございますか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 やはりそれぞれの担当課でされてるというふうに理解しておりますんで、やっぱりそれぞれの担当課長が係を、そういった所管の施設を管理している係または係員が対応するというふうなことじゃなかったかというふうには理解しております。

○橋本委員長 はい、立川委員。

○立川委員 それでは、その当時、中島課長としてお仕事されてた間に、所属職員のうちから課長が指定した公有財産取扱員というのはどなただったんでしょうか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 指定したというような記憶はございませんので、実務上、今までの通例としてそういった所管している係が担当だろうというふうには理解しておりました。

○橋本委員長 よろしいか。

○立川委員 はい。

○橋本委員長 はい、ほかにございませんか。

はい、石原委員。

○石原委員 取扱員はこの方というような明確な回答が返ってくるかとは思いたんですけど、その点は何かちょっと曖昧で腑に落ちんのですけれども、じゃあ公有財産取扱員の方が、職員さんもあちこち異動もありますんで、じゃあここで言うところの商工観光課ですか、当時の、つかれたときに、じゃあ前任の方から商工観光課で所管する施設、財産はこれだけですよというような形で、どのような形で後任者に引き継ぎがなされておるのか。このような、何かこういった

ようなとじたような資料の形でされるのか、何かデータのような形でされるのか、そういう引き継ぎについてちょっと状況をお聞かせいただければと思うんですが。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 引き継ぎにつきましてはですね、それぞれ担当者が自分の所管をしている事務とかそういった施設とか、そういったいろんなことを記録しまして、引き継ぎの文書を取り交わしております。その引き継ぎの内容につきましても、たしか引き継ぎ期間が1週間ぐらいあるんですかね、そういった状況の中で説明をして、そして事務を引き継いでいくというふうな状況にあります。

正直言うて、今まで何年間やってきた事務をですね、その短期間の中で全て引き継ぐというのはなかなか難しいと思います。実際に、新しい職員、かわった職員の方が引き継ぎ書を見ながら、これはどうだったんだろうかといったことで、まあ個々の対応になっていくというふうに理解はしております。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ないようでしたら、次の質問に移ります。

6点目、文書の取扱規程第7条に基づく文書取扱主任につきまして、当時、中島課長だったころのその課におけるこの旧アルファビゼンにかかわる文書の取扱主任者は選任されておられましたか。あるいは、選任されておったならば、どなたであったのか、記憶にございますでしょうか。

はい、中島証人。

○中島証人 この規定に基づく文書の取扱主任につきましては、課の中でたしか1名を指名することだったと思います。ですから、特別にアルファの文書に対しての主任と、取り扱いの主任ということではなかったと思います。ですから、課全体のことでそういった形で1名を指名するといった状況だったというふうに思います。

どなたがといいましても、いろいろとかわったりということなんで、特には覚えておりませんけれども、そういったことの報告をするということで総務課のほうには報告しておりますので、そちらの中で確認ができるのではないかなとは思っています。

○橋本委員長 商工観光課の中で、文書取扱主任者は課の中で1名を指名する、選任することなんですが、どなたに選任されたかは文書として残っておりませんか。

中島証人。

○中島証人 担当課じゃなくて、たしか総務課が報告せえといった形で回ってきますので、そちらのほうに、もしあるとすればあるんじゃないかなと思います。

○橋本委員長 それらについては報告を総務課のほうに当時なさっておられると思うんですが、

それらを総務課のほうに問い合わせをすれば、事件発覚当時あるいはその前後ですね、前後の
商工観光課の文書取扱主任者は誰であったかという人は特定できますか。

はい、中島証人。

○中島証人 総務課のそういった保存年限とかいうのはちょっと私のほうでわかりませんが、もしそういったものがあればですね確認はできると思いますけれども、実際には総務課のほうで聞いていただければというふうに思います。

○橋本委員長 はい、委員長からは以上ですが、委員の皆さんからの質問はございますか。

はい、立川委員。

○立川委員 先ほどの文書取扱規程の第7条の2項にですね「文書取扱主任は、課長が指名する」とあるんですが、その当時、課長が指名されたと思われるんですが、覚えてらっしゃったら教えてください。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 ですから、先ほども申しましたように、どなたを指名したかというのはちょっと記憶にはございません。

○橋本委員長 よろしいか。

○立川委員 はい、聞きようがないです。

○橋本委員長 そうですね。

はい、石原委員。

○石原委員 先ほどの委員の発言にも関連するんですけども、じゃあどなたかが現段階では定かではない、その文書取扱主任の方がですね、まさに課長の指示等も仰ぎながら、この文書取扱主任、どなたかがわからん方ですけども、この主任さんが先ほどあったような適正に処理をされてない、本来は原形変更等の申請書の扱いであったり、それから公有財産滅失の報告書等の文書については、この方が現場では第2項のこれらを作成すべきであったというか、しなければならぬ立場の方であったという認識でよろしいんですか。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 そういう認識ではないと思います。あくまでも、その取扱主任といいますのは、その課の中で電算の、パソコンの中の文書管理システムといったものがございまして。その運用とですね、それから背表紙いうんですか、こういった文書、ああいった文書というのを各担当者から聞きまして、そういったものをつくって、あとそれを整理するのは各担当者に委ねるといった業務内容じゃなかったかなというふうに理解しています。

○橋本委員長 はい、石原委員。

○石原委員 であるならば、そういうような本来適正に処理されなければならなかった、そういった書面であったり手続については、ここの文書取扱主任さんではなくて、先ほど出てきましたけれども公有財産取扱員の方が主として取り扱うものであるという認識に、今僕はちょっとそう感じたんですけど、そういう認識でよろしいですかね。

○橋本委員長 はい、中島証人。

○中島証人 公有財産取扱員とか、それから文書取扱主任といった規定はございますけれど、実務上はそれぞれの担当者が実務をして文書の処理をしていたというのが実務でございます。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、1点目から6点目まで全てあわせて何か質疑漏れはございませんか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、以上で中島和久証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時47分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 証人喚問（幡上義一氏） *****

午後2時30分から予定をしておりました幡上義一氏につきましては、ただいまのところ連絡がとれておりません。昨日、昨日というんですか、幡上義一氏に関しましては、3月29日に事務局員が直接証人喚問の招聘状を訪問の上、御本人に手渡しをいたしておりますが、直前、つまり4月13日、前日には出席できるか否かの確認をさせていただきますということで帰ってまいりました。昨日、4月13日に夕刻、3度ほど電話を入れましたところ、電話には出られませんでした。で、当日、きょうですね、朝電話を入れました。ところが、やはり電話に出られないということで、事務局次長と石村君とが2人で御本人のうちに訪問をいたしました。そうしたところが、おうちには不在ということでございました。

定刻まで待って、来られるのかなと思いましたが、現在の時刻になるも参っておりませんので、来られないというふうに思います。

で、このことへの対応につきましては、後刻幹事会を開催して幹事に御協議をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

***** 百条委員会に対する申し入れへの対応について *****

次に、百条委員会に対する申し入れへの対応についてでございますが、現在、秘密事項となっております申し入れ書の内容にかかわりますので、直ちに秘密会を開催したいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議員、事務局職員、関係説明員以外の方は、済いません、御退席を願います。

〔秘密会の議事〕

それでは、秘密会を解きまして一般の委員会に戻りました。

***** 次回以降の委員会について *****

次に、次回以降の委員会の開催についてお諮りをいたしたいと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、幡上義一氏への対応等々を含めまして、後刻幹事会にて協議をいたし、次回以降の委員会の開催についても幹事会にて御協議をいただきたいと思っておりますので、幹事会の決定をもってまた皆さんにお知らせをいたしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。

以上で本日の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

午後2時56分 閉会